

令和2年7月豪雨で被災した 住宅の建替えに関する 手数料の免除について

令和2年7月豪雨によって被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
この度の、令和2年7月豪雨によって滅失又は破損した住宅の建替え等にあたり、
世田谷区では、確認申請等の手数料を免除することと致しました。

1

対象要件 (以下の要件すべてにあてはまる必要があります。)

対象となる方	令和2年7月豪雨によるり災証明により「全壊」「大規模半壊」「半壊」又は「床上浸水」が確認できる住宅に居住されていた方。
対象となる建物	用途が一戸建ての住宅、長屋、共同住宅(以下、住宅等※という)であること。 ※ただし、次の条件に該当する「住宅等にそれ以外の用途に供する部分が兼用又は併用する建築物」も対象。 ⇒住宅以外の用途に供する床面積の合計が、延べ面積の2分の1未満で、50㎡以下 被災した住宅に居住されていた方の住宅の確認申請等であること。
対象となる条件	確認申請等を提出していないこと。

2

免除手数料及び免除期間

対象手数料	受付期間
・ 確認申請手数料 ・ 対象建築物に設置する建築設備の確認申請手数料 (※1) ・ 対象建築物の敷地のために築造する擁壁の確認申請手数料 (※2) ・ 法第43条第2項の許可・認定手数料	令和6年3月31日まで
・ 計画変更確認申請手数料、完了検査申請手数料 (※上記1・2の建築設備・擁壁を含む) ・ 中間検査申請手数料	令和7年3月31日まで

3

申請方法

申請者は建築物の確認申請等を提出する際に、地方公共団体が発行した「り災証明」と「住民票」等を添えて、申請手数料免除申請書を提出してください。

内容に関する問い合わせ先：

世田谷区都市整備政策部建築審査課 電話 03-6432-7166

世田谷区都市整備政策部建築調整課 電話 03-6432-7160